

## 令和7年度 第2回 佐久市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和8年2月12日（木）

午後1時30分～

場所：佐久市役所南棟3階会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 報告事項

ア 地域包括ケア関係について

【資料No. 1】

イ 地域包括支援センター評価事業 評価結果について【資料No. 2】

#### (2) 協議事項

岩村田・東地域包括支援センターの職員配置について 【資料No. 3】

#### (3) その他

### 3 事務連絡

### 4 閉会

※この会議は介護保険法第115条の48に規定される地域ケア会議です。

## 佐久市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

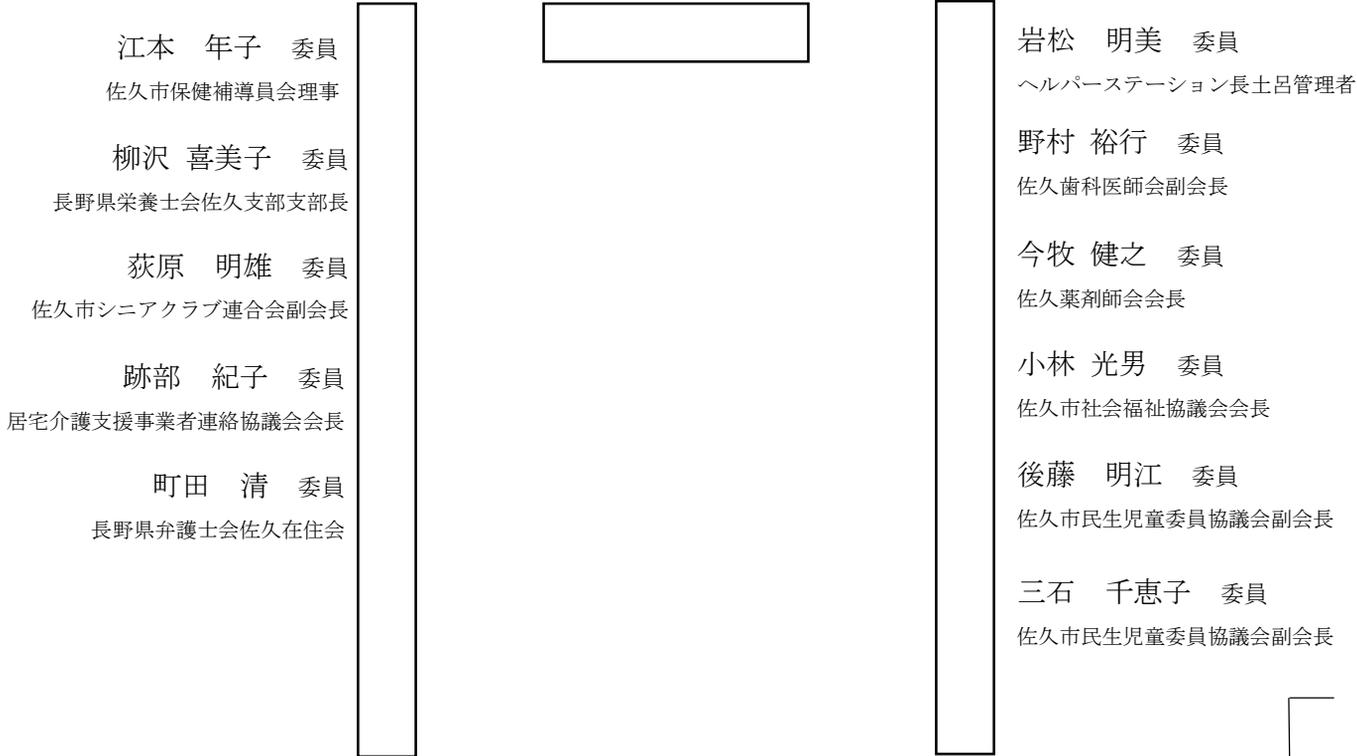
任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	岩 松 明 美	ヘルパーステーション長土呂管理者
識見者	八 尋 道 子	佐久大学看護学部教授
医師会	岡 田 稔	佐久医師会
歯科医師会	野 村 裕 行	佐久歯科医師会会長
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会会長
区長会	依 田 哲 太	佐久市区長会理事
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会会長
民生児童委員協議会	後 藤 明 江	佐久市民生児童委員協議会 副会長(浅間地区会長)
民生児童委員協議会	三 石 千 恵 子	佐久市民生児童委員協議会 副会長(臼田地区会長)
保健補導員会	江 本 年 子	佐久市保健補導員会理事
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部支部長
シニアクラブ連合会	荻 原 明 雄	佐久市シニアクラブ連合会副会長
介護職域代表	跡 部 紀 子	佐久市居宅介護支援事業者連絡協議会
弁護士会	町 田 清	長野県弁護士会 佐久在住会

# 令和7年度 第2回佐久市地域包括支援センター運営協議会 席次表

佐久市役所南棟3階会議室

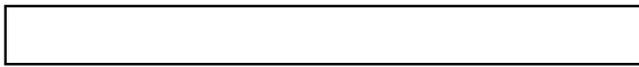
佐久市区長会理事  
依田 哲太 委員  
佐久医師会監事  
岡田 稔 委員  
会長・副会長



## 事務局



工藤 高年齢者福祉課長  
菊池 高年齢者福祉課長  
友野 高年齢者福祉課長  
小池 福祉部長  
吉江 高年齢者福祉課課長補佐  
佐々木 高年齢者支援係長



浅科・望月包括  
高橋 管理者  
白田包括  
由井 管理者  
野沢包括  
仁科 管理者  
中込包括  
小野寺 管理者  
岩村田・東包括  
稲本 管理者  
佐久平・浅間包括  
坂本 管理者

入口



傍聴席



地区担当保健師

主任ケアマネ  
佐々木  
生活支援C  
川瀬

# 佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年9月28日告示第181号

改正

平成22年3月29日告示第53号

平成28年2月17日告示第9号

(設置)

**第1条** 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの体制整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアの向上のため必要と認められること。

(承認に係る事項)

**第3条** 前条第1号に規定する承認に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターの予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保するため必要と認められる事項

(センターからの書類の受領及びセンターの事業の評価)

**第4条** 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類
- 2 運営協議会は、前項に規定する書類及び次に掲げる事項を勘案して作成する基準に基づき、定期に又は必要な時に、センターの事業の内容を評価するものとする。
- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いか。
  - (2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
  - (3) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスが適正であるか。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(センターの職員の確保)

**第5条** 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係団体等との間において調整を行う。

(組織)

**第6条** 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第8条** 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第9条** 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第10条** 運営協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年2月17日告示第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

必見！

# 高齢ドライバーが 安全運転を続けるために ～大切な誰かと考えたい～



最近こんなことはありませんか？



眼や耳が悪くなってきた



忘れっぽくなった



過去1年に  
ころんだことがある

## 運転能力低下のサイン



ペットボトルの蓋が  
開けられなくなった



車庫入れが苦手になった

心当たりがあれば次のページを読んでみましょう！

# 安全運転を続けるための、おすすめの体操を紹介します

ポイント！

## 運転するときの姿勢はとても大事！

☆良い姿勢で運転することで集中力・注意力を高め事故を予防していきましょう！

☆体操のポイントは骨盤・肩甲骨・目です！

☆それぞれの部位をしっかり動かすように意識しながら体操していきましょう！

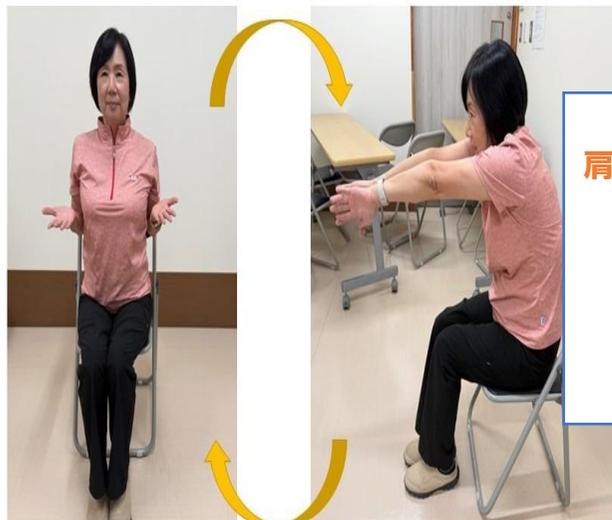
①両手を組んで斜め上に伸ばしましょう

②手のひらを上に向け胸を張り  
手のひらを外に向け背中を丸めます



腰が反らないように注意！  
寝ている骨盤を起こすことを意識しましょう  
息を吐きながらできると効果的！

10回繰り返す



肩甲骨の動きを意識

5回繰り返す

③鎖骨に手をあてて体をねじりましょう

④右ひじと左ひざをつけるように脚を持ち上げます

①目線も後ろに向ける  
左右3回繰り返す

②体と対方面に目線に向ける  
左右3回繰り返す



背中が丸まらないように注意  
左右交互10回繰り返す

監修：宅幼老所いちわ 理学療法士 宮下修氏

## 運動教室・認知症予防教室の紹介

### ほねぶと健康クラブ

高齢者の皆さんが元気で生き生きとした生活が送れることを目的とした介護予防教室です

### はつらつ音楽サロン

歌や楽器は右脳を刺激し認知症予防につながります

### 認知症予防教室

脳の健康度測定  
(認知機能の状態について把握する教室です)  
脳いきいき健康教室  
(運動やレクリエーションを通して脳の活性化を図ります)

☆詳細は臼田地域包括支援センターへお問い合わせください

# 自分の運転を大切な人と一緒に話し合ってみませんか？

運転には **身体機能、認知機能、視・聴覚機能等**が必要です

※**認知症**と診断されたら**原則運転禁止**

**75歳以上の方は75歳未満より2.6倍交通死亡事故が多い** 出典(1)

## 家族と一緒に話してみよう

- ・いつ頃免許返納すればいいのかな？
- ・運転が難しくなった時にどう地域で暮らしていけばいいか？
- ・家族全体で生活スタイルをどう変えていく…？

## 一緒に車に乗ってみよう（同乗観察）

- ・車に擦った傷はないか。
  - ・急ブレーキや急加速が増えていないか。
  - ・バック駐車に苦勞していないか。等
- 危険な運転があれば認知機能低下の疑いでかかりつけ医に相談してみましょう。



## 安全運転のマイルールを設けよう

- ・雨の日や夜間の運転を避ける。
- ・ストレッチや軽いウォーキングをして、身体と脳を活性化してから運転する。
- ・体調悪い時は運転を控える。等

## 高齢者もその家族も暮らしやすい地域に向けて

**A アドバンス C カーライフ P プランニング**



ACP（アドバンス・ケア・プランニングー人生会議ー）を知っていますか？  
もしもの時に備え、その時の医療やケアについて、**本人やその家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援していく過程のこと**



## 歳をとったらすぐに**免許返納**すればいいの…？



運転を続けたら	運転をやめると	
認知症になる リスクが約40%減少する	要介護リスクが 約2倍になる	4年後に、身体的フレイルの 発生リスクが <b>3.7倍</b> になる

出典(2、3、4)

特に車社会である佐久市の高齢者が**免許返納**すると  
**要介護になるリスクも高まる**

**免許返納にはメリット・デメリットがあるってことだね**



## 免許返納を考える方へお役立ち情報



自家用車を維持するためには…

軽自動車だと 年間約13万円～17万円+車両購入費  
普通自動車だと 年間18万円～24万円+車両購入費



ちなみに

タクシーは…

初乗り 700円(約1.2km) 100円(215m)

5kmで約2,500円

5kmの場合… 1週間に1回利用 → 月約1万円

1週間に2回利用 → 月約2万円



維持費を見直してみると  
自家用車以外の移動手段もあり？



### 運転免許自主返納する方

- ・デマンドワゴンさくつとや市内一部の路線バスで使用できるプリペイドカードの無償交付有ります(2000円×5枚)
- ・公的な身分証明書として利用できる「運転経歴証明書」の交付を受けられます
- ・運転経歴証明書を提示することで、「長野県警察シニアサポート制度」に参加している県内の事業者から特典を受けられます。(条件有)

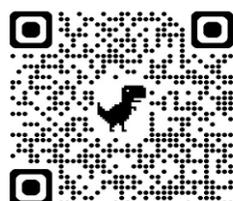


利用者の事前予約に応じて運行経路や運行時間を設定し乗り合いで運行する  
会員登録制の地域公共交通です。



### 佐久市買い物支援サービス

家の前や近所まで来てくれる  
移動スーパーもあります



### 運転に関する相談窓口

○運転に不安を感じた方は  
安全運転相談ダイヤル#8080(ハレバレ)  
東信運転免許センター：0267-53-1550

○免許返納後の生活について  
臼田地域包括支援センター：0267-81-5100

## 高齢ドライバーが安全運転を続けるためにパンフレット 配布マニュアル

はじめに	<p>(目的をしっかり伝える)</p> <p>注：このパンフレットだけが独り歩きしないよう、必ず説明をしたうえで配布をお願いします。</p> <p>高齢者の運転に反対したり積極的に免許返納を勧めるものではありません！</p> <p>高齢ドライバーが運転をどう継続するか？いつ免許を返納するのか？を家族や周囲の方と前もって話し合うことを手助けをする目的で作りました。</p>
表紙	<p>これら内容に心当たりがあれば「フレイル」の可能性がります。特にペットボトルのふたが開けられなくなると、筋力低下との関連が指摘されています。</p> <p>これからも安全運転を続けるために、大切な人と一緒に話し合ってみませんか？</p>
P2	<p>それではなぜ話し合いをすることが必要なのでしょうか？</p> <p>安全な運転を続けるためには、身体機能、認知機能、視覚機能・聴覚機能が必要です。また認知症と診断された場合は原則運転は禁止です。75歳以上の方は、75歳未満と比較して事故件数が約2.6倍多くなります。</p> <p>一方で、運転を続けることで認知症リスクが40%減少する、運転をやめる事で、要介護状態になるリスクが2倍になるという報告もあります。</p> <p>つまり免許返納にはメリット、デメリットがあるということです。</p> <p>だからこそ、高齢者もその家族も暮らしやすい地域に向けて、ACP(アドバンス・カライフ・プランニング)安全な運転をどう続けていくのか、どのタイミングで免許返納するのか、免許返納後の移動方法や生活スタイルについて、前もって話しあうことをお勧めしています。</p>
P3	<p>高齢ドライバーは、月に1-3回程度運動することでフレイルが予防され、交通事故発生リスクを低下させる可能性が報告されています。</p> <p>ここでは安全運転を続けるための、おすすめの体操を紹介しています。運転する時に良い姿勢を保つことは、集中力、注意力を高め事故を予防します。</p> <p>①の体操は運転姿勢の保持につながります。</p> <p>②は正しいハンドル操作につながります。</p> <p>③は周囲や後方確認に必要な動きになります。</p> <p>④は姿勢を保持していくための筋力アップにつながります。</p> <p>佐久市では、運動教室のほか認知症予防につながる教室も開催されており。その他各地域や民間で開催されている運動教室もご紹介することもできますので、詳しくは地域包括支援センターにお尋ねください。</p>
P4	<p>ここには、自家用車の維持費や、デマンドワゴンさくっと、買い物支援サービスの情報を掲載しています。佐久市は車社会なので車のない生活は考えにくいと思います。</p> <p>だからこそ、安全な運転を続けるため、大切な誰かと一緒に考えてみませんか？</p> <p>このパンフレットが話し合うための材料になってくれると幸いです。</p>

「高齢ドライバーが安全運転を続けるために～大切な誰かと考えたい～」  
についてのアンケート

回答数 4

1. 内容に関してご質問はありますか

- ・ 表題が「安全運転を続けるために」だが、2ページの内容にメリット・デメリットがあると書いてあるが、免許返納の方に誘導されているように感じます。もう少し表題に合う内容でも良い気がしました。また、強調するためだと思いますが、色を使いすぎではないか？と思いました。
- ・ 誰かと考える事はよい事ですが、このレポートに私は全く同意できません。車はAIの進化と共にその判断力は、すでに高速道路では自動運転ができるようになってきています。システムについてもライドシェアの話もせずに、75になったら「運転するな」はもう話になりません。もっと今後の幸せを考えた話し合いをすべきです。

2. 利用に関して留意する点等についてご意見はありますか

- ・ 1とも関連しますが、もっと内容をシンプルにしても良いと感じました。2ページ目は免許返納に誘導されているように感じますが、家庭内（親子）で話しても当人は「自分はまだ大丈夫」「何故そんなことを言われるのかわからない」と話す方もいらっしゃると思うので、チラシを各戸に配って、「後は各戸でお願いします」という方法はちょっと難しいと感じます。
- ・ 高齢者夫婦や一人暮らしの方等、理解や相談者のいない方に対しては、説明なり相談相手が必要かと思います。（只渡すだけでなく一緒に！）
- ・ 自分が小さな事故でもおこしたら、よく考えてどうしたら防止できるか？人が車の前に出てきたら自動的に止まる事など、もう10年も前からできています。お金がかかりますが車を運転するならばそうしたセンサーやシステムの有る車を買って防止する事も可能です。心ある高齢者はもうすでにそういう事を行っています。こういう事に対して無関心な人は75才より若くてもたくさんいると思います。先日の高速を逆走した人は75才以上でしたか？もっとよく考えてください。

3. 発行に際して協議会で検討が必要と思われる事があればお書きください

- ・ 2の利用方法について、ルール作りと言うか、もし全地区が使用するのであれば必要かと思います。内容も文字が多いと読む気がそがれることがあるので、すっきりさせた方が良くも感じました。
- ・ あくまでも動機づけですよ！確認です。（ドライブレコーダーの活用や、交通事故防止に関する体験学習）
- ・ 先日私は佐久平駅から自宅までタクシーで帰りました。料金は4500円でした。私は高いと思います。国会議員がダメなのはわかりますが、もしライドシェアがOKならば、半分以下にはなるでしょう。お米の話もそうですが、もっと早く色んな事に対応しないと生活しにくい世の中になってしまいます。

令和7年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果について

1 事業概要

(1) 概要

ア 方針

地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務状況等を把握・評価し、あわせて市の関わりについて点検する。市及びセンターは、評価結果をもとにセンター業務の質の向上のために必要な改善を図る。これにより、センターの機能強化を推進する。

イ 根拠法令

介護保険法第115条の46第4項及び第9項

ウ 評価対象期間

令和7年4月1日～9月30日

エ 評価方法

①自己評価 自己評価シートの「評価根拠」及び「課題及び今後の取組」を記載する。  
評価項目ごとに3段階(※)の自己評価を行う。



**②行政評価**

**◎基本的考え方**

○自己評価シートの「評価根拠」をもとに、佐久市地域包括支援センターとして求められる事業が実施できているかどうかを評価するとともに(絶対評価)、センター間の相互比較の観点も含めて(相対評価)、評価項目ごとに3段階の行政評価を行う。

○行政評価にあたり、第1段階として書類審査、第2段階としてヒアリングを実施する。

<p><b>書類審査の実施方針</b></p> <p>○自己評価シートの必須項目である「評価根拠」の記載内容に沿って評価を行い、必要に応じて「課題及び今後の取組」の記載を加味する。</p> <p>○客観性のある行政評価を行うため、以下の視点に基づいて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組や記述の有無</li> <li>・取組や記述の具体性</li> <li>・取組件数等(高齢者人口比等を勘案)の比較 等</li> </ul>	<p><b>ヒアリングの実施方針</b></p> <p>書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価において記載された事項の正しさの検証や、好事例や課題の内容把握等の観点から、以下の事項についてヒアリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好事例・課題の詳細、事業計画の確認</li> <li>・各種帳票等(個人情報管理・苦情対応マニュアル、居宅委託先一覧表等)の確認</li> <li>・自己評価を通じての感想 等</li> </ul>
---	--

※評価区分

区分	程度	内容例
1	できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着手しなかった</li> <li>・評価指標は達成したが期日が遅れた</li> <li>・評価指標の内容に満たない水準であった</li> <li>・評価指標の数値を下回った</li> <li>・業務を適正に処理できなかった</li> </ul>
2	できた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価指標の期日、内容どおりに達成した</li> <li>・評価指標の数値とほぼ同じであった</li> <li>・おおむね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった</li> </ul>
3	よくできた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価指標を達成し、大きな成果を上げた</li> <li>・期日より早めに評価指標を達成した</li> <li>・目標に明記した数値を上回った</li> </ul>

(2)実施の流れ

ア センターが上記評価対象期間中の活動に関し、「自己評価シート」に沿って自己評価を実施し、市へ提出する。

イ 市は、提出された「自己評価シート」に基づき、ヒアリングを行い、行政評価を実施する。

ウ 自己評価及び行政評価の結果を地域包括支援センター運営協議会に報告する。

エ センターは、自己評価及び行政評価の結果をもとに、業務改善やサービスの質の向上に努める。

	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
包括	評価対象期間	●	←—————→				←—————→	
		自己評価シート提出	業務改善				R8事業計画作成	
市	評価対象期間		←—————→		●	●		
			ヒアリング		行政評価作成	行政評価通知 運営協議会へ報告		

## 2 評価結果

### (1) 総括

地域包括支援センターの評価項目によっては標準の評価基準を下回る部分もあったが、概ね評価基準を上回っている。下回る部分については来年度以降の事業計画を立てる中で改善を図ってほしい。各地域包括支援センターで該当地区の全戸訪問、相談支援内容の集計・分析、軽スポーツやサロンを利用した地域活動への参加等、特色ある取り組みが行われていることから、他の地域包括支援センターの取り組みを参考にすることで、業務の更なる充実・強化が期待できる。

### (2) 評価結果

各地域包括支援センターの評価シート：別冊資料

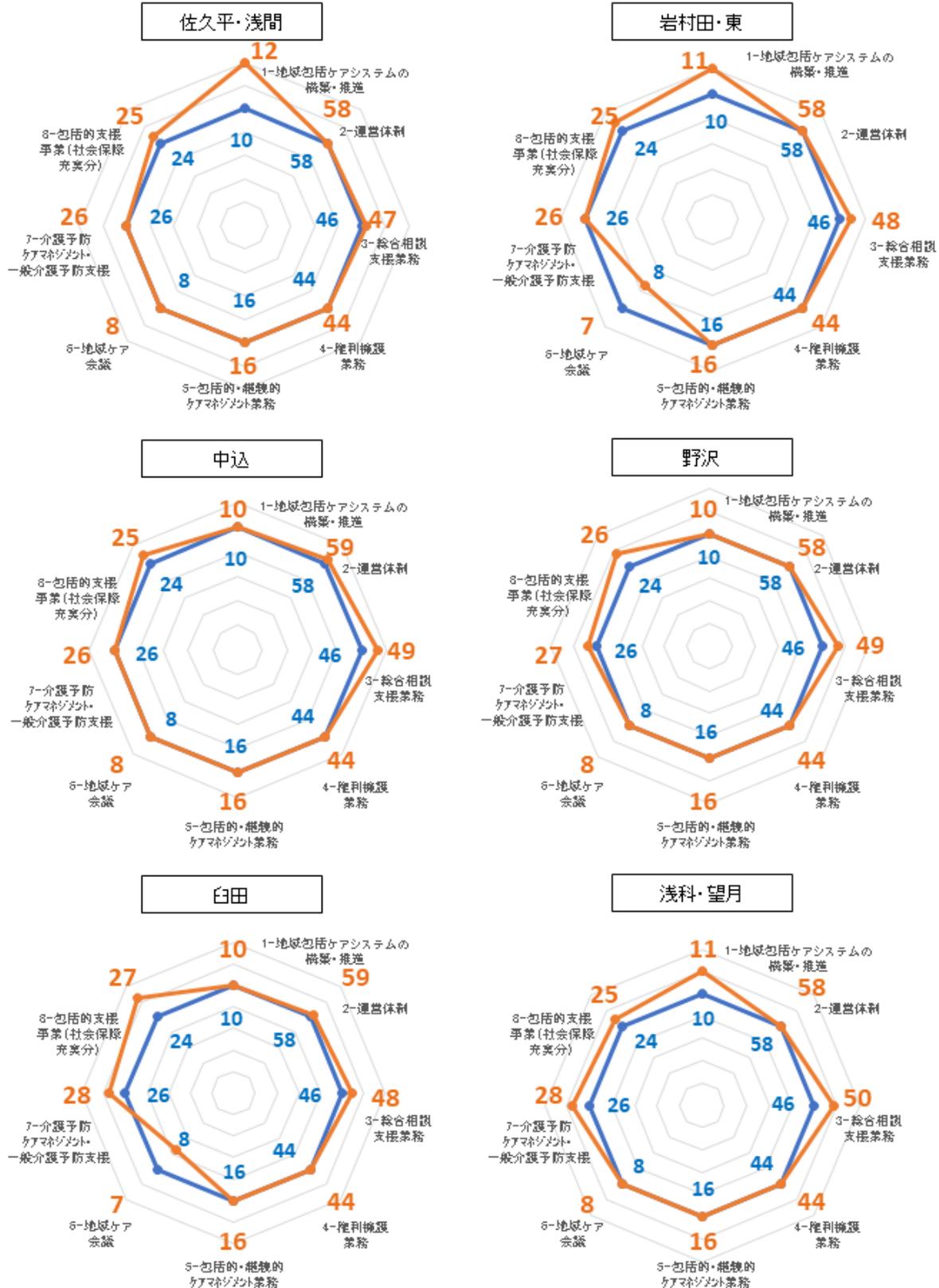
概要版：8～12ページ

### (3) 今後の予定

評価結果は、2月9日に各地域包括支援センターへ通知した。地域包括支援センターは、評価結果を踏まえて令和8年度の事業計画を策定する。

## 令和7年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果【概要版】

● 標準 ● 地域包括支援センター



包括	総評
佐久平・浅間	<p>①法人全体で地域の課題を把握し、将来予測を立てている。</p> <p>②白山団地全戸訪問や全地区の民生委員から地域の実情確認を行うなど地域の実態把握を丁寧に行っている様子が分かる。今後も継続してほしい。</p> <p>③高齢者だけでなくその子供たち(若い世代)に対してのアプローチも必要であることから、積極的にイベントや商業施設へ出向き、若い世代への周知にも力を入れている。</p> <p>④虐待対応について、終結後も関係者との関わりをもつことで、再発時の早期発見・早期対応につなげることができている。</p> <p>⑤昨年度より職員の担当件数のバランスが改善されていない。均等となるような対応に努めていただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①サロン等でのセルフケアの一環として血圧記入用の介護手帳や体力測定が本人に自覚を促すため作成活用している。</p> <p>②民生児童委員やお達者応援団卒業生への支援により、新たに2か所でサロンが開催された。</p> <p>③白山団地の全戸訪問を実施し、地域状況の把握を行った。</p>
岩村田・東	<p>①地区ごとの相談内容について集計し分析を行っていることについては継続していただきたい。</p> <p>②お達者応援団へ、生活支援コーディネーターだけでなく参加し、関係づくりをしている。修了生がのぞむ方向への支援を期待したい。</p> <p>③地域包括支援連絡会について、参加者のニーズ把握を行う為にアンケートを実施したうえで一年間の目標・計画を立てていることは参加者の参加動機のモチベーションアップにもなるため、今後も続けていただきたい。</p> <p>④評価の時期ではないが、年度末職員体制の維持が難しくなったため、早急な体制維持に努めていただきたい。</p> <p>⑤地域ケア個別会議の開催係数が半年で1件であり、地域ケア個別会議を開催する事で地域の課題がより多く見えてくると思うため、地域ケア個別会議を積極的に活用してもらいたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①地域の実情の把握の為、相談内容を年代や地区別に集計を始めている。地域の課題が個の積み重ねから見えてくると思われる。結果に期待したい。</p> <p>②ケアプランの点検については今後行って行く、方法を検討していくとの事だった。方法について、市や他包括とも共有して行ってほしい。</p> <p>③事務員補充となり、業務時間内は必ず1人以上の職員が事務所に待機する体制が整った。</p> <p>④主任ケアマネ会では、今年度「シャドーワーク」について取り組んでいる。まとめた物を基に検討できる場を企画していただきたい。</p>

包括	総評
中込	<p>①管理者の交替があったが、引継ぎ期間を設け計画的に行われていた。相談体制の充実の為職員増もあり急な休職にも対応が行えた。</p> <p>②人口動態の分析から、身元引受人や保証人を立てられない高齢者の増加を予測し研修への参加、支援のあり方を学んでいる。</p> <p>③「中込縁側の会」を定期的開催し、地域のボランティア、事業所、住民が相互に利用・協力し合えるきっかけづくりを継続している。地域で活動している方の意欲向上やマッチングの場になっている。今後も継続していただきたい。</p> <p>④「おしゃべり場なかごみ」の今後の活用について検討している部分が多いと思われるが、今後も社会資源の開発に努めていただきたい。</p> <p>⑤サロンの健康相談では独自の個人情報シートを活用することで、情報収集がスムーズに行えたとともに住民一人ひとりの生活状況を確認することができている。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①法人で職員間の連絡ツールとして「LINE WORKS」を導入、特に休日・夜間の緊急時における上司への相談体制や他職員との連携をよりスムーズなものに改善している。</p> <p>②12月にはドラッグストア(ウェルシア)での出張相談会、住民の集まる場に出向いた相談窓口の拡大を計画している。</p>
野沢	<p>①野沢地区の特性などらえて地区独自の社会資源の一覧表を作成、移動販売、宅配弁当、シルバー人材、民間の片付けサービス、サロンへの参加、公民館活動、家族や近所の方、友人などの地域の支援者として位置づけて紹介も出来ている。</p> <p>②新しくできたお店等には包括のポスターを持っていく等、包括の周知に積極的であり効果も出ているため、今後も継続していただきたい。</p> <p>③いきいきサロンやモルックなどを通して地域の方々と触れ合いつつ、地域との関係づくりと介護予防に繋げられる取り組みが地域を良くしていつている。地域で相談窓口がわからず、孤立してしまう高齢者を無くしていくという点で大切な取り組みであるため、今後も継続していただきたい。</p> <p>④ケースの対応について、地区担当保健師に速やかに情報共有がなされ、迅速な対応を双方で行うことができる。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①セルフケアの一環としてサロン等で軽スポーツ(モルック・ボッチャ等)を通して外出や体を動かすことを推奨している。また世代間交流も行うことができることとしてネットワークも作成できている。</p> <p>②認知症サポーター養成講座、モルックなどの地域での活動の開催回数が前年度より増え、まだ実施したことのない場所で開催されるなど、今まで以上に地域の活性化が活発になっている。</p>

包括	総評
<p>臼田</p>	<p>①「臼田地域の防災・減災」について勉強会を行う、コスモホールに避難所の確認のため職員と相談を行うなど防災に対しての意識が高い。</p> <p>②医療と介護の連携推進委員会の ACP 部会に参加こころづもりシートの作成に関わり、普及に尽力した。</p> <p>③新規のケアプランの内容も含め管理者(主任 CM)が確認する体制ができている。また自立支援に向けたケアプランについては包括内で助言やスーパービジョンを行っている。また委託先の居宅や介護予防指定居宅のケアプランの確認助言をしている。</p> <p>④センター職員の定着率は 100%であり、過去3年間は異動がない状態で、4月に異動に伴い社会福祉士が、9月には、保健師が産休に伴い交代しているが、引継ぎにも十分な期間で丁寧を実施することが出来ている。さらには、朝礼以外でも三人以上集まればケースの共有をしているなど情報共有出来る体制が習慣化されているため、包括の誰に聞いてもケースの状況を理解しており確認・対応することが出来ている。</p> <p>⑤地域ケア個別会議の開催件数が半年で1件であり、地域の課題抽出をするためにも地域ケア個別会議を積極的に活用してもらいたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①臼田小学校のクラブ活動に参加しクラブ活動の指導者や教員とのネットワーク構築し、顔の見える関係を作り、「ポッチャ大会」を行い指導員とのネットワーク構築もできた。うすだ健康館フレイルサポーターにも協力した。</p> <p>②5月から田口ポストサロンを月1回、田口郵便局の一部屋を借りて新たに開催している。(うすだ健康館と臼田包括が共催で実施している)</p> <p>③令和7年度から臼田主任ケアマネ会を臼田ケアマネ会に改め、介護支援専門員全体で話し合ったり、事例検討が出来るように工夫している。</p>

包括	総評
浅科・望月	<p>①看護研究の一環として地区サロンについての研究を行い、社会福祉士会の学会にて発表をする等、地域への理解を深めるとともに成果の公表が出来ている。</p> <p>②全職員が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント新規事業所研修会に参加することで、ケアプランの質を保つための取り組みを行っている。</p> <p>③「浅科出張相談」で、センターから距離のある浅科地区住民に対しての相談を継続して実施したり、「あさもち新聞」の発行・全戸回覧を行い包括支援センターの周知をさらに図っている。エリアが広いことからの、困難で大変な活動部分もあるかと思うが地道に、独自の発想と周知活動を、今後も続けていただきたい。</p> <p>④課題として、新規相談を受けると、介護保険の申請をした方がよいと判断される方が多く、お元気な時から介護予防の取り組みが早めに行えるような、普及啓発やリハビリ専門職の同行訪問等も活用しながら介護予防の取り組みの検討、実践について期待する。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①認知症講話を独自のチラシなどを作成し積極的にサロンや中学校に実施された。</p> <p>②浅科地域では、コロナ禍でサロン休止した地域などに、おたっしや応援団修了生に協力いただき「うたごえサロン」を立ち上げ高齢者の集まる居場所づくりをした。</p> <p>③「寄っていかね会」から実行委員会が発足し、それぞれの活動を知る機会として「あさもち祭り」が開催された。地域の皆様のやる気と推進力が今後も維持発展できるような活動支援に期待する。</p>

1 地域包括支援センターの職員配置基準

一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数が3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は下記のとおり

(佐久市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例第4条)

- ①保健師その他これに準ずる者
  - ②社会福祉士その他これに準ずる者
  - ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者
- } 各1人 (常勤専従)

2 岩村田・東地域包括支援センターの職員配置

①R8.2月・3月

職名	雇用形態	常勤換算数
管理者	正規雇用	/
保健師等①	非正規雇用	0.6
保健師等②	非正規雇用	0.5
社会福祉士①	正規雇用	1
社会福祉士②	正規雇用	0.5
主任介護支援専門員等	正規雇用	1
生活支援コーディネーター	正規雇用	0.5
その他 (事務職等)	正規雇用	1

常勤専従で「1」必要だが、この配置では職員配置の条件を満たしていない

※常勤換算数は、常勤職員1週間分の勤務時間を1として計算



②R8.4月以降

職名	雇用形態	常勤換算数
管理者	正規雇用	/
保健師等①	非正規雇用	0.6
保健師等②	正規雇用	1
社会福祉士①	正規雇用	1
社会福祉士②	正規雇用	0.5
主任介護支援専門員等	正規雇用	1
生活支援コーディネーター	正規雇用	0.5
その他 (介護支援専門員・事務職等)	正規雇用	0.5

保健師②が常勤専従で「1」となるため配置条件を満たす

3 職員配置を満たしていない場合、どのようにすればよいか  
(「地域包括支援センター設置運営について」厚生労働省老健局より抜粋)

ただし、センターの規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。

4 適切な業務遂行の確保の判断基準について

- ①保健師は常勤換算方法では0.6人と0.5人となっているが、お互いの勤務時間をずらすことで保健師等がいる体制に努めており、業務に支障はない
- ②R8.4月以降はフルタイム（常勤専従）の保健師が1名入職予定であり、以降は職員配置基準を満たすことができる